

ソフトバンク「DSL 端末機器レンタル条項」

ソフトバンク株式会社(以下「当社」という。)は、以下の条項(以下「本条項」という。)に従い、当社のオープンデータ通信網サービス(以下「ODN サービス」)の契約者(以下「お客様」)に対して、当社の所有する DSL 端末機器(以下「本端末機器」という。)のレンタル(賃貸借)サービス(以下「レンタル」という。)を提供します。

(契約の成立・レンタル期間)

第 1 条 当社とお客様との間の本端末機器のレンタル契約(以下「本契約」という。)の成立は、当社所定の申込用紙(当社が指定する電子媒体による申込方法を含む。)による申込に対し、当社が承諾することにより成立します。

2. 本契約のレンタル期間は、当社がお客様の指定する場所において本端末機器を引き渡した日から本契約が解約・解除により終了した日までとします。

(契約内容の変更)

第 2 条 お客様は、申込用紙に記載されたお客様の申込内容に変更があるときは、事前に当社所定の用紙により当社へ直接通知していただきます。

(契約の解約)

第 3 条 お客様が本契約を解約する場合は、解約日その他必要事項を当社所定の方式により当社へ届出をすることによって本契約を解約することができます。

2. お客様は、前項による本契約の解約日後 30 日以内に原状に復した本端末機器を当社の指示に従い返還するものとします。ただし、これに要する費用はお客様の負担とします。なお、お客様が本端末機器を期日までに返還しない場合は、滅失とみなし、別紙に定める代替端末機器の購入代金相当額(以下「購入代金相当額」という)をお支払いいただくものとします。購入代金相当額をお支払い後、本端末機器を返還いただきましても、購入代金相当額の返金は一切行いません。

3. 当社がやむをえない事由により本契約を解約する場合は、当社所定の書面による通知をしたうえで行うものとし、解約に伴う本端末機器の撤去に要する費用は当社が負担するものとします。

(契約違反等による解除)

第 4 条 お客様が本条項に違反したとき、又はお客様と当社とのオープンデータ通信網サービス契約が解除(レンタルの対象外となる他のオープンデータ通信網サービスへの契約変更をした場合も含む。)されたとき、当社はなんらの催告なしに、本契約を解除することができるものとします。なお、当該本契約の解除は当社のお客様に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

2. 本条に基づく本契約の解除に伴う本端末機器の撤去及び返還に要する費用については、前条第 2 項の規定を準用するものとします。

(料金等)

第 5 条 お客様は、当社に対し別紙に定める本端末機器の使用料をお支払いいただくものとします。

2. 前項の使用料については、当社所定の申込用紙にお客様がご記入された開通希望日を起算日とした一ヶ月単位で計算します。この場合一ヶ月に満たない端数があった場合は日割り計算を行います。

(本端末装置の設置及び撤去)

第 6 条 本端末機器の設置、移設及び撤去についてはお客様の費用負担により、お客様又は当社が行います。

(支払方法)

第 7 条 本端末機器の使用料、その他当社が行った設置、移設、撤去及び保守に要する費用等であって本契約に基づきお客様が負担すべき費用等の支払方法は、お客様と当社とのオープンデータ通信網サービスの支払方法に準じるものとします。

(責任の制限)

第 8 条 当社の責に帰すべき事由により本端末機器に障害が発生し、その通常の使用ができなくなったときは、当社は当社の費用負担でその修復に努めるものとします。

2. 前項以外の事由により本端末機器に障害が発生しその通常の使用ができなくなったときは、お客様の費用負担で当社はその修復に努めるものとします。

3. 当社は、本端末機器の使用障害が発生した場合、前各項に定める修復に努めるものとしますが、本端末機器の使用障害に伴う損害については、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社は、損害賠償の責任を負わないものとします。

4. 当社は、本端末機器の保守点検、修理又は復旧の工事に当って、本端末機器が接続される通信機器を試験的に利用した場合、又はお客様の土地建物その他工作物に損害を与えた場合、それがやむをえない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

5. 本契約に基づき当社が損害賠償責任を負う場合のその責任の限度額は 20 万円とします。

6. お客様による本端末機器の使用又は管理に起因して発生したいかなる損害についても当社は何人に対しても責任を負わず、お客様がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

(通信機器の機能中断)

第 9 条 当社は、本端末機器の保守、点検、修理、撤去等のため工事上やむを得ないときは、お客様の構内に設置されている通信機器の機能の全部又は一部を一時的に中断することがあります。

(お客様からの電気の提供)

第 10 条 本端末機器に必要な電源及び電気は、お客様から提供していただくこととします。

(設置場所への立ち入り等)

第11条 当社は、本端末機器の目的とする機能を維持、拡張する上で必要があると認めるときは、あらかじめお客様に連絡の上、随時設置場所に立ち入ることができるものとします。

(端末機器の保管・使用)

第12条 お客様には当社の指示及び取扱説明書に従って本端末機器を取扱っていただきます。

2. お客様には、善良なる管理者の注意をもって本端末機器を使用管理するものとし、本端末機器の譲渡、転貸、改造、申込設置場所以外への移動及びオープンデータ通信網サービス回線以外への移設をしないものとします。

3. お客様は、本端末機器に添付された調整済みの標識等を除去、汚損しないものとします。

4. お客様が、自己の責に帰すべき事由により本端末機器を滅失(修理不能、所有権侵害を含む)又は毀損したときは、代替端末機器の購入代金又は本端末機器の修理代をお支払いいただくものとします。

(業務委託)

第13条 当社はお客様への本端末機器の発送及び在庫管理、並びに本端末機器の使用料及び本契約第3条に規定する購入代金相当額のお客様への請求及び収納代行等の業務の一部又は全部を、当社の指定する第三者に委託する場合があります、お客様はこれを予め承諾するものとします。

2. 当社は前項に伴い、当社の指定する第三者に対して、委託業務の履行上必要となるお客様の情報を開示する場合があります。

(端末機器の変更)

第14条 本端末機器が製造中止若しくは販売終了となった場合、本端末機器に対する保守又は障害復旧が困難となった場合、その他本端末機器の目的とする機能を継続して維持していくことが困難となった場合、当社は、本端末機器と同等・類似の機能を備えた他の端末機器に交換することができるものとします。

(機密保持)

第15条 お客様及び当社は、本条項に別段の定めがある場合を除き、本契約の履行により知り得た相手方の業務上の機密事項を含む一切の情報を本契約の賃貸借期間中のみならず、終了後においても第三者に開示、漏洩してはならないものとします。ただし、公知の事実についてはこの限りではありません。

(お客様情報の利用目的)

第16条 当社は、プライバシーポリシーに定めるところにより、お客様情報(お申込時又はレンタル期間中に、当社がお客様に関して取得する個人情報を含む全てのお客様に係る情報をいいます。以下同じとします。)を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用するものとします。

(1) お客様からのお問い合わせへの対応、当社サービスの利用・レンタルに関する手続きのご案内や情報の提供等のお客様サポート

(2) 課金計算

(3) 料金請求

(4) マーケティング調査及び分析

(5) 当社及び他社の商品、サービス及びキャンペーンのご案内等

(6) 当社サービスの提供に必要な他事業者との諸契約に基づく業務、及びかかる業務の遂行のため、当該他事業者に対し当該お客様情報を提供すること

(7) 情報通信業界の発展及びお客様サービス向上に寄与する情報提供をお知らせする通知

(8) レンタルに必要な工事、保守や障害対応等のサポート業務

2. 前項各号の目的のほか、プライバシーポリシーの「7. 個人情報の適切な収集、利用、提供及び公表等」の規定に従い、お客様情報を利用します。

3. お客様は、前2項に定めるところにより当社がお客様情報を利用することに同意していただきます。

(注) プライバシーポリシーとは、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年8月31日総務省告示第695号)」第14条に定めるところにより、当社が定める「個人情報保護のための行動指針」をいいます。当社は、同ポリシーをホームページ上において公表します。

(⇒<http://www.softbank.jp/corp/group/sbtm/privacy/>)

(裁判管轄権)

第17条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

(ソフトバンク「DSL 端末機器レンタル条項」の内容変更)

第18条 当社は、使用料その他の提供条件等本条項の内容を変更する事があります。この場合には、使用料その他の提供条件は変更後の内容によります。

附則

(施行期日)

本条項は、2015年7月1日から施行します。

(施行期日)

本条項は、2015年4月1日から施行します。

(施行期日)

本条項は、2014年7月1日から施行します。

(施行期日)

本条項は、2007年12月1日から施行します。

(施行期日)

本条項は、2006年10月1日から施行します。

(施行期日)

本条項は、2003年2月1日から施行します。

【別紙】端末機器料金表

DSL 端末機器名	月額利用料金	対象となる ODN サービス
ADSL モデム	500 円	J-DSL パーソナル ODN ADSL プラン 1M ODN ADSL プラン 8M ODN ADSL プラン 12M
IP 電話モデム	780 円	J-DSL パーソナル ODN ADSL プラン 1M ODN ADSL プラン 8M ODN ADSL プラン 12M 「ADSL」コース 1M 「ADSL」コース 5M 「ADSL」コース 24M 「ADSL」コース 40M 「ADSL」コース 50M

代替端末機器の購入代金相当額

1 宅内機器ごと

機種名	料金額
AtermDR202C	6,300 円
AtermDR202CA	6,300 円
AtermDR302CVA(J)	13,650 円
AtermDR302CV(J)	13,650 円
AtermDR304CV(J)	13,650 円
AtermWD605CV(J)	18,900 円
AtermWD606CV(J)	18,900 円
AtermWD701CV(J)	18,900 円